

## 大田区青色防犯パトロール業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

大田区では、「安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち」の実現を目指し、青色回転灯付きパトロール車両によるパトロールの運行時間拡大を予定している。

大田区は運行時間を拡大するにあたり、車両パトロール全般に関して専門的知見を有する民間事業者の知識と経験を活用することにした。

そこで、民間事業者等が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募することとし、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

### 2 委託業務概要

#### (1) 件名

大田区青色防犯パトロール業務委託

#### (2) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

#### (4) 事業費限度額

33,896,000円（税抜き）（令和7年10月1日から令和8年3月31日まで実施したと見込んだ場合）

### 3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。
- (2) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することが可能であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中ではないこと。

- (5) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (7) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。

#### 4 事業候補者決定までのスケジュール

内 容	期 日
募集要領公表期間（区ホームページによる）	令和7年7月1日（火）から 令和7年7月31日（木）まで
質問の受付期間	令和7年7月1日（火）から 令和7年7月10日（木）17時まで
質問に対する回答	令和7年7月15日（火）
参加申込書及び提出資料受付期限	令和7年7月31日（木）17時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和7年8月12日（火）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年8月21日（木）
第二次審査結果通知	令和7年8月下旬予定

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

#### 5 応募方法

##### (1) 提出資料（大田区ホームページからダウンロード）

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の必要書類を作成し、**必ず来庁する日時を事前連絡のうえ**、受付期間内にすべて紙文書により提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 会社概要書（様式2） 10部（正本1部、副本9部）

ウ 業務実績調書（様式3） 10部（正本1部、副本9部）

本事業に類似する事業を記入すること。参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。

エ 企画提案書の提出について（様式4） 1部

オ 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）

様式は任意とする。参加者もしくは参加者を推定できるような文言、社名、代表者、会社ロゴ等を記載しないこと。

カ 経費見積書（様式5） 10部（正本1部、副本9部）

事業限度額内とすること。

キ 東京都電子自治体競争入札参加資格審査受付票の写し 1部

ク 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部

(2) 提出期限

令和7年7月31日（木） 17時まで

(3) 提出先

大田区総務部防災危機管理課

生活安全担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号（大田区役所5階 12番窓口）

電話 03-5744-1634

FAX 03-5744-1519

E-mail [bousai@city.ota.tokyo.jp](mailto:bousai@city.ota.tokyo.jp)

(4) 参加資格の欠格自由

参加申込書等受付後に、参加資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨通知する。

6 企画提案書の作成

(1) 業務の趣旨、内容

別紙仕様書（案）参照

(2) 企画提案書の作成要領

次の内容を次の順番で記載すること。

なお、企画提案書については、表紙及び目次を含め、15枚（30ページ）を限度とすること。

No.	項目	記載内容・記載上の留意事項
1	企業体制	○企業体制（資格も含めて）について記載すること。 ○本委託業務の目的を達成するための基本的な考え方や実施方針について記載すること。

2	人材確保と教育方針について	○業務実施に必要な人材を安定的かつ的確に確保するための取組を記載すること。 ○安全を確保するための教育方針を記載すること。
3	実施体制について（通常時・緊急時）	○業務を確実に履行できる体制について記載すること。 ○業務中に発生または発見した事件・事故など緊急時の対応及び関係機関との連絡・連携体制について記載すること。 ○業務に従事させる職員の急な欠員や、業務責任者が事故等により不在となった場合の業務の継続性を担保する体制について記載すること。
4	各種犯罪対策の提案について	○こどもの安全確保のための具体的な取り組みについて記載すること。 ○駐輪場における自転車盗難被害抑止のための具体的な取り組みについて記載すること。 ○無人 ATM における特殊詐欺被害抑止のための具体的な取り組みについて記載すること。
5	その他	○本業務目的に沿った上記以外の新たな提案があれば記載すること。

※企画提案書は、日本工業規格 A 4 判とし、任意書式にて作成すること。

※審査資料として用いるため、提案者を特定できる表示はしないこと。

※企画提案書の差し替え及び再提出は原則認めない。提出された書類は返却しない。

## 7 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本業務の内容、企画提案書の作成等プロポーザルに関する質問は、以下のとおり提出すること。

### (1) 提出方法

質問書（様式 6）を上記「12 担当課」宛に電子メールで提出すること。

件名に「【生活安全担当宛】大田区青色防犯パトロール業務委託質問事項【事業者名】」と記載すること。

なお、メール送信後、必ず着信の確認を行うこと。

### (2) 質問の受付期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 10 日（木） 17 時まで

### (3) 質問への回答

質問書に対する回答は、一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。

なお、個別対応不可とし、回答公表時、質問者名は非公開とする。

ア 公開場所

大田区ホームページ (<https://www.city.ota.tokyo.jp>)

イ 公開期間

令和7年7月15日(火) 予定

## 8 審査方法

(1) 候補者の選定は、「大田区青色防犯パトロール業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において行う。

(2) 第一次審査(書類審査)

参加資格を有する事業者の提案書類を審査し、上位3社を2次審査の対象とする。一次審査結果は、参加資格を有する全事業者に対して書面で通知する。

(3) 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

書類審査を通過した事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

なお、当該審査に出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

ア 当該審査は令和7年8月21日(木)に、大田区内で開催を予定している。

詳細については該当事業者に別途通知する。

イ 当該審査における説明は、提出済みの企画提案書に加え、A4判3枚(両面印刷可)を当日の追加資料として委員に配布することができる。

なお、提案者を特定できる内容について発言してはならない。

ウ プレゼンテーションにおいては、パソコンの画面を映すことができるモニターの配置を予定している。

エ 参加人数の上限は3名とし、原則、説明者は当委託業務の実務担当者が行うこととする。

オ プレゼンテーション時間15分、ヒアリング時間15分程度とする。

カ 審査項目は次のとおりとする。

(ア) プレゼンテーション

(イ) ヒアリング

(ウ) 全体評価

#### (4) その他

参加申し込みを行った事業者が1社であった場合でも、審査は実施し、提案内容が評価基準を満たせば業者選定を行うものとする。

### 9 選定結果の通知・公表

(1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。

(2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知し、大田区ホームページで公表する。  
(令和7年8月下旬発送予定)。

なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

### 10 契約手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行った後、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

### 11 その他

(1) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。

(3) 企画提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き変更できない。

(4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。

(5) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、使用してはならない。

(6) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。

(7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。

(8) 申込み後、辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出するものとする。

### 12 担当（提出先）

大田区総務部防災危機管理課

生活安全担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号（大田区役所 5 階 12 番窓口）

電話 03-5744-1634

FAX 03-5744-1519

E-mail [bousai@city.ota.tokyo.jp](mailto:bousai@city.ota.tokyo.jp)